

# 奈良市公報

第 3 4 7 号

(平成29年11月分)

平成29年12月18日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 告 示

- 一般競争入札の実施……………2
- 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者の指定……………2
- 奈良市営住宅等空家入居者の募集……………2
- 近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表……………2
- 一般競争入札の実施（2件）……………5
- 開発行為に関する工事の完了……………5
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………6
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………6
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………7
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………7
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）……………8
- 住居番号の設定……………10
- 差押調書の公示送達……………10
- 放置自転車等の保管……………10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………11
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………11
- 一般競争入札の実施（2件）……………11
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………12
- 一般競争入札の実施……………12
- 放置自転車等の保管……………13
- 一般競争入札の実施（3件）……………13
- 建築基準法の規定による公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定の取消し……………14
- 放置自転車等の保管……………14
- 指定管理者の公募……………14
- 平成29年度奈良市一般会計補正予算の要領……………15
- 平成29年度被表彰者の氏名等……………16
- 放置自転車等の処分……………19
- 放置自転車等の保管……………19
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………19
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………20

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………20
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………20
- 一般競争入札の実施（3件）……………20
- 開発行為に関する工事の完了……………21
- 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示……………21
- 放置自転車等の保管……………23
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………23
- 督促状の公示送達……………23
- 道路の区域変更……………23
- 道路の供用開始……………24
- 道路の区域変更……………24
- 道路の供用開始……………24
- 放置自転車等の保管……………24
- 開発行為に関する工事の完了……………24
- 一般競争入札の実施……………25
- 放置自転車等の保管……………25
- 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者等の指定の取消し……………25
- 開発行為に関する工事の完了……………26
- 奈良市議会定例会の招集……………26
- 開発行為に関する工事の完了……………26
- 公募型プロポーザルの実施……………26
- 開発行為に関する工事の完了……………26
- 放置自転車等の保管……………27
- 開発行為に関する工事の完了……………27
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………27
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………27
- 差押調書の公示送達……………28

### 監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………28

### 公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………28
- 一般競争入札の実施（5件）……………29
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の休止の届出……………30
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………30
- 一般競争入札の実施……………30
- 奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程……………30
- 奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………31
- 奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程……………31
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………31

教育委員会

- 定例教育委員会の開催……………31
- 奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則……32
- 奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………33

農業委員会

- 定例総会の招集（2件）……………34

正誤

- 正誤表……………34

告 示

奈良市告示第717号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

通学路整備工事（富雄川西二丁目地内・西部第893号線）ほか6件（各工事の工名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型事件算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成29年11月1日揭示済）

奈良市告示第718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号の規定により公示します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107773	奈良市あやめ池南 2丁目6-32る・ いりーで11	しあわせの郷	京都府木津川市州見台 一丁目21番地11 アンジュコリーヌ201	株式会社あす香	平成29年 11月1日
2970107781	奈良市杉ヶ町35- 2中田ビル101号	かなで	奈良市杉ヶ町35-2中 田ビル101号	合同会社しあわせ工房	平成29年 11月1日

（平成29年11月1日揭示済）

奈良市告示第719号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。  
平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

（平成29年11月1日揭示済）

奈良市告示第720号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成30年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

名 称	位 置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	69,900	0.7147
		74.8	3-4号館	69,300	0.7147
		74.8	5-6号館	73,700	0.7147
		39.3	6号館	38,600	0.7147
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	15,800	0.7419
		74.9	1-2号棟	86,600	0.7783
		74.6	1-2号棟	70,800	0.7424
		64.2	1-2号棟	60,900	0.7424
		64.5	1-2号棟	61,200	0.7424
		71.9	1-2号棟	68,200	0.7424
		74.6	3号棟	70,200	0.7424
		64.2	3号棟	60,400	0.7424
		64.5	3号棟	60,700	0.7424
		71.9	3号棟	67,700	0.7424
		74.7	1-2号棟	66,400	0.7511
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	64.5	1-2号棟	57,300	0.7511
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	71.2	1-2号棟	63,300	0.7511
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	34.7	101-120	16,500	0.7209
		28.0	131-140	17,900	0.7629
		28.0	141-150	18,400	0.7629
		33.8	151-160	20,100	0.7629
		70.1	1-2号棟	110,700	0.7847
		60.7	1-2号棟	95,800	0.7847
		55.3	1-2号棟	94,100	0.7900
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	3号棟	106,100	0.7847
		60.7	3号棟	91,800	0.7847
		55.3	3号棟	91,000	0.7900
		60.1	3号棟	90,900	0.7847
		41.6	3号棟	62,600	0.7847
		42.7	127-141	17,600	0.7135
		55.4	143-157	26,400	0.7135
		58.8	158-164	27,700	0.7135
		58.8	165-188	28,000	0.7135
		74.6	1-23	90,100	0.7248
		74.6	24-35	88,200	0.7248
		74.9	36-62	87,600	0.7248
		74.9	63-66	88,400	0.7248
		74.9	67-102	90,500	0.7248
		75.0	103-112	88,200	0.7248
		74.9	113-118	85,400	0.7248
		74.9	119-124	96,800	0.7248
		74.8	125-128	97,200	0.7248
		74.8	129-134	99,100	0.7248
		74.9	137-138	98,900	0.7248
		74.9	135-136	95,700	0.7248
		75.0	139-140	87,900	0.7248
		74.8	141-154	102,800	0.7248
		31.4	1-12	12,700	0.7045

名 称	位 置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第11号市営住宅	奈良市杏町及び 西九条町三丁目	58.8	79-91	26,600	0.7000
		58.8	92-101	31,200	0.7000
		74.8	1-10	84,800	0.7082
		74.9	25-28	86,400	0.7082
		74.9	11-24	85,500	0.7082
		74.9	29-32	86,300	0.7082
		74.9	33-38	88,300	0.7082
		74.9	39-43	88,300	0.7082
		75.0	44-47	88,900	0.7082
		74.9	48-53	88,700	0.7082
		75.0	54-55	83,000	0.7082
		74.9	56-57	94,200	0.7082
		74.9	58-63	88,100	0.7082
		75.0	64-65	82,200	0.7082
		75.1	66-73	94,600	0.7082
		75.0	74-79	96,500	0.7082
		55.4	76-105	26,600	0.7015
		75.0	1-28	89,700	0.7101
		74.9	39-43	87,600	0.7101
		74.9	29-38	88,300	0.7101
		74.8	44-49	86,600	0.7101
		74.9	50-53	86,700	0.7101
		74.9	54-55	87,400	0.7101
		74.9	56-59	89,600	0.7101
		75.0	60-67	87,200	0.7101
		75.0	68-71	87,400	0.7101
		74.9	72-75	85,500	0.7101
		74.9	76-77	96,200	0.7101
		74.7	78-79	100,100	0.7101
		58.8	15-20	27,300	0.7000
		58.8	21-30	30,800	0.7000
		74.9	1-8	87,500	0.7082
		75.0	9-14	88,200	0.7082
		74.7	101-312	79,900	0.7654
		39.9	1号棟	25,800	0.7469
		37.6	2号棟	24,300	0.7469
		42.1	3号棟	23,400	0.7469
		38.7	4号棟	21,600	0.7469
		42.3	5-6号棟	24,300	0.7469
		58.8	52-61	29,700	0.7149
		74.8	101-404	74,500	0.7179
		60.0	1-4号棟	43,400	0.7944
		65.0	5-9号棟	52,700	0.7944
		55.0	5-9号棟	44,700	0.7944
		45.0	5-9号棟	36,400	0.7944
		55.4	201-612	47,300	0.8065
		31.5	1-20	8,400	0.6715
		31.5	21-36	8,200	0.6715
		31.5	1-20	7,800	0.6745
		31.5	21-40	8,400	0.6745

西之阪地区 改良住宅	奈良市油阪町及び 西之阪町	47.3	1期	30,900	0.8065	80.0	132,133	47,700	0.7114
		47.3	2期	30,900	0.8065	80.0	116-		
		51.1	3期A	43,200	0.8065	80.0	127,129-	50,100	0.7114
		51.1	3期B	43,200	0.8065	80.0	131,134,135		
		80.0	1	37,800	0.7114	80.0	128	50,100	0.7101
		80.0	4,5,10,11	40,800	0.7114	80.0	136-		
		80.0	6-8,13-22	41,300	0.7114	80.0	139,141	49,400	0.7114
		80.0	2	39,000	0.7101	80.0	140	49,400	0.7101
		80.0	3	40,800	0.7101	80.0	143-153	50,300	0.7114
		80.0	9,12	41,300	0.7101	80.0	154	50,300	0.7101
		80.0	23,26-32	39,800	0.7114	80.0	155-		
		80.0	24,25	39,800	0.7101	80.0	157,161,162	50,700	0.7114
		80.0	34,36,41,45,48-51	40,700	0.7114	80.0	160	50,700	0.7101
		80.0	35,37-	41,300	0.7114	80.0	163,167-		
		80.0	39,43,46,52-57,59-65	40,700	0.7101	80.0	172,176-	49,800	0.7114
		80.0	44,47	41,300	0.7101	80.0	178		
		80.0	33,40,58	39,600	0.7114	80.0	166	49,200	0.7101
		80.0	88	40,200	0.7114	80.0	164,165,173-175	49,800	0.7101
		80.0	83	40,800	0.7114	80.0	180	50,500	0.7101
		80.0	89,91	40,800	0.7114	80.0	187-190	57,400	0.7114
		80.0	66,70,78,87,99	41,400	0.7114	80.0	191,193,195,196	56,000	0.7114
		80.0	67,69,71,72,74,76,77,79,84-,86,90,92,94-98			80.0	192	55,400	0.7101
		80.0	73,82,93	41,400	0.7101	80.0	194	56,000	0.7101
		80.0	68,75,80,81	41,900	0.7101	120.0	3	67,500	0.7114
		80.0	105,106,108,111	49,500	0.7114	120.0	1,4	68,100	0.7114
		80.0	100-	50,100	0.7114	120.0	2	68,100	0.7101
		80.0	103,109-115	50,100	0.7114	120.0	5,6	68,700	0.7114
		80.0	104	49,500	0.7101	120.0	7-9	70,100	0.7101
		80.0	107	50,100	0.7101	124.6	10	84,300	0.7114
		80.0	207,212,213,215	53,600	0.7114				
		80.0	201,203,204,206,209-211,214,216,217	54,100	0.7114				
		80.0	208	52,400	0.7101				
		80.0	202	53,600	0.7101				
		80.0	205	54,100	0.7101				
		80.0	224	55,700	0.7114				
		80.0	221	56,900	0.7114				
		80.0	218-	57,400	0.7114				
		80.0	220,222,223	57,400	0.7101				
		80.0	225	57,400	0.7101				
		80.0	226,227	59,800	0.7114				

西之阪地区 改良住宅	奈良市横井一丁目及び 横井二丁目	47.3	1期	30,900	0.8065	80.0	132,133	47,700	0.7114
		47.3	2期	30,900	0.8065	80.0	116-		
		51.1	3期A	43,200	0.8065	80.0	127,129-	50,100	0.7114
		51.1	3期B	43,200	0.8065	80.0	131,134,135		
		80.0	1	37,800	0.7114	80.0	128	50,100	0.7101
		80.0	4,5,10,11	40,800	0.7114	80.0	136-		
		80.0	6-8,13-22	41,300	0.7114	80.0	139,141	49,400	0.7114
		80.0	2	39,000	0.7101	80.0	140	49,400	0.7101
		80.0	3	40,800	0.7101	80.0	143-153	50,300	0.7114
		80.0	9,12	41,300	0.7101	80.0	154	50,300	0.7101
		80.0	23,26-32	39,800	0.7114	80.0	155-		
		80.0	24,25	39,800	0.7101	80.0	157,161,162	50,700	0.7114
		80.0	34,36,41,45,48-51	40,700	0.7114	80.0	160	50,700	0.7101
		80.0	35,37-	41,300	0.7114	80.0	163,167-		
		80.0	39,43,46,52-57,59-65	40,700	0.7101	80.0	172,176-	49,800	0.7114
		80.0	44,47	41,300	0.7101	80.0	178		
		80.0	33,40,58	39,600	0.7114	80.0	166	49,200	0.7101
		80.0	88	40,200	0.7114	80.0	164,165,173-175	49,800	0.7101
		80.0	83	40,800	0.7114	80.0	180	50,500	0.7101
		80.0	89,91	40,800	0.7114	80.0	187-190	57,400	0.7114
		80.0	66,70,78,87,99	41,400	0.7114	80.0	191,193,195,196	56,000	0.7114
		80.0	67,69,71,72,74,76,77,79,84-,86,90,92,94-98			80.0	192	55,400	0.7101
		80.0	73,82,93	41,400	0.7101	80.0	194	56,000	0.7101
		80.0	68,75,80,81	41,900	0.7101	120.0	3	67,500	0.7114
		80.0	105,106,108,111	49,500	0.7114	120.0	1,4	68,100	0.7114
		80.0	100-	50,100	0.7114	120.0	2	68,100	0.7101
		80.0	103,109-115	50,100	0.7114	120.0	5,6	68,700	0.7114
		80.0	104	49,500	0.7101	120.0	7-9	70,100	0.7101
		80.0	107	50,100	0.7101	124.6	10	84,300	0.7114
		80.0	207,212,213,215	53,600	0.7114				
		80.0	201,203,204,206,209-211,214,216,217	54,100	0.7114				
		80.0	208	52,400	0.7101				
		80.0	202	53,600	0.7101				
		80.0	205	54,100	0.7101				
		80.0	224	55,700	0.7114				
		80.0	221	56,900	0.7114				
		80.0	218-	57,400	0.7114				
		80.0	220,222,223	57,400	0.7101				
		80.0	225	57,400	0.7101				
		80.0	226,227	59,800	0.7114				

81.0	4	52,600	0.7447
81.0	1-3,5,6	53,300	0.7447
81.0	20	54,300	0.7447
81.0	7-		
81.0	14,19,25,2	55,000	0.7447
81.0	6,39,40		
81.0	27-36	55,800	0.7447
81.0	41,43-45	57,700	0.7447
81.0	46-47	61,500	0.7447
83.7	102-109	65,400	0.7447
82.1	48-71	61,500	0.7447
82.1	110-113	64,000	0.7447
82.1	72-79,82-		
82.1	101	61,800	0.7447
82.1	15-17	59,500	0.7447
82.1	18	60,200	0.7447
82.1	21,22	62,100	0.7447
82.1	114-119	62,100	0.7447
82.1	128,129	62,700	0.7447
82.1	124,126,12	62,700	0.7447
82.1	7		
82.1	132,133	63,400	0.7447
82.1	140,141	63,400	0.7447
82.1	80,81	63,400	0.7447
82.1	136,137	64,000	0.7447
82.1	122,123	63,400	0.7447
82.1	138,139	65,000	0.7447
82.1	143,144	62,200	0.7447
82.1	134,135	62,200	0.7447
82.1	130,131	63,500	0.7447
82.1	146,147,14	63,500	0.7447
82.1	8		
82.1	120,121	62,600	0.7447
82.1	149,150	63,100	0.7447
82.1	151,152	63,100	0.7447
77.8	101-404	84,400	0.7876
53.9	109-611	57,200	0.8443
65.4	101-619	69,400	0.8443
74.7	701-1319	79,400	0.8443
74.6	1期	70,800	0.7179
66.1	1期	62,700	0.7179
46.3	1期	43,900	0.7179
74.6	2期	73,200	0.7179
66.1	2期	64,800	0.7179
46.3	2期	45,400	0.7179
74.6	3期	71,600	0.7179
66.1	3期	63,400	0.7179
23.6	1-3,5-	17,200	0.8049
	8,10-14		
22.0	15-	11,400	0.8049
22.0	17,19,23	14,100	0.8049
22.0	25	19,800	0.8049
28.0	26-27	19,400	0.8049
28.0	24	19,400	0.8049
28.0	25	19,900	0.8049
28.0	27	21,700	0.8049
55.0	1	27,800	0.7101

(平成29年11月1日掲示済)

**奈良市告示第721号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 測量設計業務委託（恋の窪三丁目地内・中部第666号線）
- (2) 業務場所 奈良市恋の窪三丁目地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月16日まで
- (4) 業務概要 委託延長L=200m  
設計業務 歩道詳細設計一式  
測量業務 基準点測量一式  
路線測量一式 平板測量一式
- (5) 予定価格 3,080千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 2,241千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年11月1日掲示済)

**奈良市告示第722号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 J R奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託（その7）
- (2) 業務場所 奈良市大森西町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月27日まで
- (4) 業務概要 準備打合せ一式 建物調査一式  
工作物調査一式 営業その他調査一式  
移転工法案の作成一式
- (5) 予定価格 13,570千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 9,956千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年11月1日掲示済)

**奈良市告示第723号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。  
平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成28年1月12日 奈良市指令都整開 第15A-36号  
平成29年4月21日 奈良市指令都整開 第15A-36-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年11月1日 第1597号  
公共施設 平成29年11月1日 第769号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市七条西町二丁目1011番4、1013番、1014番3、1099番の一部、1100番の一部、1101番の一部、1102番、1103番の一部、1104番、1105番、1106番及び1580番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市恋の窪一丁目2番2号  
市民生活協同組合ならコープ 理事長 中野 素子

- 1 指定年月日 平成29年9月16日

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 調整池  
奈良市七条西町二丁目1102番の一部及び1106番の一部
  - (2) 緑地  
奈良市七条西町二丁目1099番の一部、1103番の一部、1104番の一部及び1105番の一部
  - (3) 防火水槽  
奈良市七条西町二丁目1103番の一部  
(平成29年11月1日揭示済)

**奈良市告示第724号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100316	合同会社 ディアフォレスト	630-8131	奈良県奈良市大森町289番地	グループホームしかのもり	630-8141	奈良県奈良市南京終町3丁目437-9	共同生活援助 (外部サービス利用型)

- 2 指定年月日 平成29年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102694	社会福祉法人ききょう会	630-8451	奈良県奈良市北之庄町166番4	陽気園	630-8451	奈良県奈良市北之庄町166番4	施設入所支援 生活介護 短期入所

- 3 指定年月日 平成29年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102728	株式会社あす香	619-0216	京都府木津川市州見台一丁目21番地11アンジュコリーヌ201	しあわせの郷	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南二丁目6番32号る・いりーで11号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2910102710	株式会社May leaf	630-8113	奈良県奈良市法蓮町620番地の4	訪問介護めいりーふ	631-0076	奈良県奈良市富雄北2丁目6-33シティパレス21富雄北313	居宅介護 重度訪問介護
2910102702	株式会社シニアータルサポート	631-0806	奈良県奈良市朱雀三丁目4番地15サニーハウス1号	やぐら訪問介護	631-0806	奈良県奈良市朱雀三丁目4番地15サニーハウス1号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

(平成29年11月1日揭示済)

**奈良市告示第725号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成29年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100744	株式会社て るてる・ぼ うず	630-8306	奈良県奈良市紀寺 町684番地メゾン紀 寺4号	てんきにな あれ。	630-8306	奈良県奈良市紀寺 町684番地メゾン紀 寺4号	計画相談支援
2930100751	株式会社福 丸	619-0214	京都府木津川市木 津殿城90番地6	介護相談セ ンター福丸	631-0806	奈良県奈良市朱雀 六丁目1-14コン フォート朱雀II 3 -A	計画相談支援

(平成29年11月1日掲示済)

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第726号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項

1 指定年月日 平成29年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101479	株式会社て るてる・ぼ うず	630-8306	奈良県奈良市紀寺 町684番地メゾン紀 寺4号	てんきにな あれ。	630-8306	奈良県奈良市紀寺 町684番地メゾン紀 寺4号	障害児相談支援
2970101487	株式会社福 丸	619-0214	京都府木津川市木 津殿城90番地6	介護相談セ ンター福丸	631-0806	奈良県奈良市朱雀 六丁目1-14コン フォート朱雀II 3 -A	障害児相談支援

(平成29年11月1日掲示済)

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年11月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第727号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成29年9月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100748	有限会社 キョウワ	619-0216	京都府木津川市州 見台8-4-26	ハーモニー ケアサービ ス	630-8141	奈良県奈良市南京 終町2-322-9	同行援護

2 廃止年月日 平成29年10月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100540	特定非営利 活動法人自 立生活セン ター・サポ ート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮 町1027-1若草ハ イツ1階	自立生活セ ンター・サ ポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮 町1027-1若草ハ イツ1階	行動援護
2910100839	有限会社心 清	631-0033	奈良県奈良市あや め池南二丁目6番 32号る・いりーで 11号室	しあわせの 郷	631-0033	奈良県奈良市あや め池南二丁目6番 32号る・いりーで 11号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2910100474	株式会社サ ポートサー ビス	630-8114	奈良県奈良市芝辻 町1-1-21	サポート介 護センター	630-8114	奈良県奈良市芝辻 町1-1-21	同行援護

(平成29年11月1日揭示済)

指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、  
同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

**奈良市告示第728号**

平成29年11月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新年月日	指定有効期限
2910101423	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	ここに	630-8424	奈良県奈良市古市町2159-4	就労継続支援（B型）	平成29年6月1日	平成29年5月31日
2920100167	株式会社介護・障がい支援センターこころ	631-0075	奈良県奈良市三松ヶ丘3-27	ケアホームこころ	631-0065	奈良県奈良市鳥見町3-15-5	共同生活援助	平成29年6月1日	平成29年5月31日
2910101449	社会福祉法人ぶろぼの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-39第3やまと建設ビル201号	IP Factoryぶろぼの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-41ぶろぼの福祉ビル2階	就労継続支援（A型）	平成29年7月1日	平成29年6月30日
2910101456	株式会社ざいたっく	639-1053	奈良県大和郡山市千日町51-2千日住宅18号	介護センターすみれ	630-8144	奈良県奈良市東九条町538	居宅介護	平成29年8月1日	平成29年7月31日
2910101456	株式会社ざいたっく	639-1053	奈良県大和郡山市千日町51-2千日住宅18号	介護センターすみれ	630-8144	奈良県奈良市東九条町538	重度訪問介護	平成29年8月1日	平成29年7月31日
2910100128	なら山産業株式会社	630-8105	奈良県奈良市佐保台3-902-217	ばくのゆめ	630-8001	奈良県奈良市法華寺町82-2	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910101183	ニコニコカンパニー株式会社	630-8031	奈良県奈良市柏木町519-19	スマイルメイク	630-8031	奈良県奈良市柏木町519-19	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100151	医療法人岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200	岡谷会ホームヘルプステーション	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100169	医療法人岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200	岡谷会ホームヘルプステーション高畑	630-8301	奈良県奈良市高畑町95-1	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100821	医療法人岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200	岡谷会ホームヘルプステーション新大宮	630-8114	奈良県奈良市芝辻町4-7-2	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910101142	株式会社うさぎ	630-8435	奈良県奈良市八島町270-25	訪問介護センターうさぎ	630-8435	奈良県奈良市八島町270-25	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910101027	株式会社サンケア	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地	サンケア	631-0041	奈良県奈良市学園大和町1丁目1433-3	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100417	株式会社ひまわりの会	631-0004	奈良県奈良市登美ヶ丘2-2-15	ぼれぼれ秋篠	631-0814	奈良県奈良市秋篠三和町1-1-21	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100409	株式会社ひまわりの会	631-0004	奈良県奈良市登美ヶ丘2-2-15	ぼれぼれ登美ヶ丘	631-0004	奈良県奈良市登美ヶ丘2-2-15	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日

2910100441	株式会社まごころ福祉	631-0013	奈良県奈良市中山町西4-535-526	まごころ福祉 中山町事業所	631-0013	奈良県奈良市中山町西4-535-526	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100144	株式会社ライフエール	632-0001	奈良県天理市中之庄町555番地	株式会社ライフエール 奈良店	631-0824	奈良県奈良市西大寺南町17番13号	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100086	株式会社日本ユニケア	631-0002	奈良県奈良市東登美ヶ丘1-1-3	ハーモニー・ヘルパーステーション 学園前	631-0003	奈良県奈良市中登美ヶ丘1-1994-3 D20号棟102号室	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100664	株式会社椀の家	630-0133	奈良県生駒市あすか野南1-2-2	宅老サロン 椀の家 奈良営業所	631-0052	奈良県奈良市中町221-1	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100185	社会医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1	吉田病院ホームヘルプステーション	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100284	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	あおはにの家	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	生活介護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100284	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	あおはにの家	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	施設入所支援	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100805	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	水間ワークス	630-2151	奈良県奈良市水間町3020-3	生活介護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100805	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	水間ワークス	630-2151	奈良県奈良市水間町3020-3	就労継続支援(B型)	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910101480	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	萌あおはに	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	生活介護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910101480	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	萌あおはに	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	短期入所	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910101480	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	萌あおはに	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	施設入所支援	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100235	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	630-8454	奈良県奈良市杏町79番地の4	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 奈良事業所	630-8454	奈良県奈良市杏町79番地の4	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100946	社会福祉法人福寿会	631-0803	奈良県奈良市山陵町1085	ならやま園ホームヘルプステーション	631-0803	奈良県奈良市山陵町1085	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100680	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	630-8044	奈良県奈良市六条西1-12-76	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	630-8044	奈良県奈良市六条西1-12-76	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100631	特定非営利活動法人みつわ会	630-8441	奈良県奈良市神殿町630番地の6	みつわ会ケアセンター	630-8441	奈良県奈良市神殿町630番地の6	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日

2910100540	特定非営利活動法人自立生活センター・サポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階	自立生活センター・サポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100565	特定非営利活動法人自立生活支援センターフリーダム21	630-8102	奈良県奈良市般若寺町285-2	特定非営利活動法人自立生活支援センターフリーダム21	630-8102	奈良県奈良市般若寺町285-2	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100557	日本ホテルサポート株式会社	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	ほっとハート	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100482	有限会社アイ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目16-15	アイ訪問介護ステーション	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目16-15	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100607	有限会社あんしん	631-0032	奈良県奈良市あやめ池北1-5-5	有限会社あんしん	631-0012	奈良県奈良市中山町1250番地の7	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100383	有限会社つばさ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2750-2	訪問介護ステーションつばさ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2750-2	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100763	有限会社ほのぼの	630-8144	奈良県奈良市東九条町206-25	訪問介護ステーションほのぼの	630-8144	奈良県奈良市東九条町125-1	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日
2910100342	有限会社ヤマキ代務サービス	630-8341	奈良県奈良市南城戸町28番地	ライフサポート奈良	630-8141	奈良県奈良市南京終町3-397-2	同行援護	平成29年10月1日	平成29年9月30日

(平成29年11月1日揭示済)

省略

(平成29年11月2日揭示済)

**奈良市告示第729号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成29年11月2日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成29年11月2日揭示済)

**奈良市告示第730号**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年11月2日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）・配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者

**奈良市告示第731号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月2日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成29年11月2日
- 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表  
(平成29年11月2日揭示済)

**奈良市告示第732号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年11月6日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成29年10月1日
名称	主たる事務所の所在地		
木のうた薬局 紀寺バス停前店	奈良県奈良市紀寺町767番地		
株式会社ファーマシー 木のうた	奈良県奈良市三条町472番地		

(平成29年11月6日揭示済)

**奈良市告示第733号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月6日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大南 知広		柔道整復	平成29年9月25日
光仁接骨院	奈良県奈良市広岡町209番地		

(平成29年11月6日揭示済)

**奈良市告示第734号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名  
奈良市保健所・教育総合センターで使用する電力調達
- (2) 電力調達の数量及び特質  
別紙仕様書のとおり
- (3) 調達場所  
別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間及び供給期間  
ア 契約期間 契約締結日から平成31年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)

イ 供給期間 平成30年3月1日0時から平成31年2月28日24時まで

(5) 入札方法

入札は、総計金額(電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価(基本料金)、使用電力量に対する単価(電力量料金)及び特約割引料金等に基づき計算した額(力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。)で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価(税込)を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成29年11月7日揭示済)

**奈良市告示第735号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

奈良市北部会館で使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間及び供給期間

ア 契約期間 契約締結日から平成31年2月28日まで  
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約)

イ 供給期間 平成30年3月1日0時から平成31年2月28日24時まで

(5) 入札方法

入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が

設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成29年11月7日揭示済)

**奈良市告示第736号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年11月7日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年11月1日	オレンジ薬局 学園前店	奈良市鶴舞東町2-26	株式会社オレンジファーマシー 代表取締役 柳生 美江

(平成29年11月7日揭示済)

**奈良市告示第737号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

案件番号1 奈良市椿井小学校等で使用する電力調達

案件番号2 奈良市春日中学校等で使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間及び供給期間

ア 契約期間 契約締結日から平成31年2月28日まで  
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3

に基づく長期継続契約)

イ 供給期間 平成30年3月1日0時から平成31年2月28日24時まで

(5) 入札方法

入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成29年11月7日揭示済)

**奈良市告示第738号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年11月7日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年11月7日揭示済)

**奈良市告示第739号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年11月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件名  
奈良市都南保育園等で使用する電力調達
  - (2) 電力調達の数量及び特質  
別紙仕様書のとおり
  - (3) 調達場所  
別紙仕様書のとおり
  - (4) 契約期間及び供給期間
    - ア 契約期間 契約締結日から平成31年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
    - イ 供給期間 平成30年3月1日0時から平成31年2月28日24時まで
  - (5) 入札方法  
入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成29年11月7日揭示済)

**奈良市告示第740号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年11月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件名  
休日夜間応急診療所等で使用する電力調達
  - (2) 電力調達の数量及び特質  
別紙仕様書のとおり
  - (3) 調達場所  
別紙仕様書のとおり
  - (4) 契約期間及び供給期間
    - ア 契約期間 契約締結日から平成31年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
    - イ 供給期間 平成30年3月1日0時から平成31年2月28日24時まで
  - (5) 入札方法  
入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成29年11月7日揭示済)

**奈良市告示第741号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

奈良市都祁行政センターで使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間及び供給期間

ア 契約期間 契約締結日から平成31年2月28日まで  
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)

イ 供給期間 平成30年3月1日0時から平成31年2月28日24時まで

(5) 入札方法

入札は、総計金額(電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価(基本料金)、使用電力量に対する単価(電力量料金)及び特約割引料金等に基づき計算した額(力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価(税込)を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成29年11月7日揭示済)

奈良市告示第742号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定により認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定を取消しましたので同条第4項の規定により公告します。

平成29年11月8日

奈良市長 仲川元庸

1 認定の取消しを行った区域の場所

奈良市学園大和町五丁目709番50

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日 昭和46年12月27日

(2) 認定番号 第3号(奈良県指令建第525号)

(平成29年11月8日揭示済)

奈良市告示第743号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年11月9日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域以下省略

(平成29年11月9日揭示済)

奈良市告示第744号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設、奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年11月9日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市針ヶ別所町1025番地

奈良市都祁農畜産物処理加工施設

奈良市都祁農林水産物処理加工施設

奈良市針町345番地

奈良市針テラス情報館

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 処理加工施設及び情報館の事業の実施に関すること。

ア 処理加工施設の事業の実施に関すること。

① 農畜産物等の加工に関すること。

② その他処理加工施設の設置目的を達成するために必要な事業

イ 情報館の事業の実施に関すること。

① 観光の案内及び情報の提供に関すること。

② 「つげの畑高原屋」の運営に関すること。

③ その他情報館の設置目的を達成するために必要な事業

(2) 処理加工施設及び情報館の施設の利用届の受理(使用の承認)及び利用(使用)制限に関すること。

(3) 処理加工施設及び情報館の施設及び附属設備の維持に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市都祁白石町1026番地の1  
奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課
- (2) 申請期間  
平成29年11月1日から平成29年12月1日まで
- (3) 提出書類  
奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
- ア 奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管理者事業計画書
- イ 奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定

管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他  
その他の詳細は、奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先  
奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課  
電話0743-82-0201

(平成29年11月9日揭示済)

奈良市告示第745号

平成29年11月9日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成29年11月10日

奈良市長 仲川元庸

1 平成29年度奈良市一般会計補正予算（第4号）  
平成29年度奈良市一般会計  
補正予算（第4号）

平成29年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,310,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰越金		396,704 <sup>千円</sup>	7,500 <sup>千円</sup>	404,204 <sup>千円</sup>
	1. 繰越金	396,704	7,500	404,204
22. 市債		12,255,200	95,500	12,350,700
	1. 市債	12,255,200	95,500	12,350,700
歳入合計		128,207,502	103,000	128,310,502

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 災害復旧費		45,819 <sup>千円</sup>	103,000 <sup>千円</sup>	148,819 <sup>千円</sup>
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	13,819	15,000	28,819
	2. 土木施設 災害復旧費	32,000	73,000	105,000
	3. 教育施設 災害復旧費	-	15,000	15,000
歳出合計		128,207,502	103,000	128,310,502

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
災害復旧事業	35,200千円	130,700千円
計	12,255,200	12,350,700

(平成29年11月10日揭示済)

奈良市告示第746号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき平成29年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成29年11月13日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部（19名）

氏名	住所	事績
山本直子	奈良市帝塚山六丁目	条例第3条第1項第2号
階戸幸一	奈良市学園朝日元町一丁目	条例第3条第1項第2号
横井雄一	奈良市高畑町	条例第3条第1項第2号
柿本元気	奈良市横井一丁目	条例第3条第1項第2号
酒井孝江	奈良市学園緑ヶ丘二丁目	条例第3条第1項第2号
池端康俱	奈良市右京五丁目	条例第3条第1項第5号
梅林聡介	奈良市恋の窪二丁目	条例第3条第1項第6号
木村智一	奈良市大森町	条例第3条第1項第6号
榎崎宜幸	奈良市西木辻町	条例第3条第1項第6号
福井勝	奈良市四条大路一丁目	条例第3条第1項第6号
北尾達彌	奈良市古市町	条例第3条第1項第6号
中井弘司	奈良市大安寺町	条例第3条第1項第6号
白石雅紀	奈良市中登美ヶ丘一丁目	条例第3条第1項第6号
永通富美子	奈良市東登美ヶ丘一丁目	条例第3条第1項第6号
井久保裕也	奈良市荻町	条例第3条第1項第6号
田村英樹	奈良市押熊町	条例第3条第1項第6号
大矢元裕	奈良市中畑町	条例第3条第1項第6号
秋田安志	奈良市雑司町	条例第3条第1項第6号
坂本雅則	奈良市疋田町二丁目	条例第3条第1項第6号

功勞表彰の部（121名、内12名氏名等公表辞退）

氏 名	住 所	事 績
坂本 時子	奈良市二名平野一丁目	条例第4条第1号
井岡 俊郎	奈良市月ヶ瀬月瀬	条例第4条第1号
小西 桂子	奈良市右京三丁目	条例第4条第1号
東尾 吉清	奈良市佐保台二丁目	条例第4条第1号
藤川 昌男	奈良市若葉台四丁目	条例第4条第1号
小山 ヨネ子	奈良市若葉台二丁目	条例第4条第1号
北田 裕子	奈良県北葛城郡河合町	条例第4条第1号
荒木 道博	奈良市手貝町	条例第4条第1号
西岡 淳仁	奈良市南京終町四丁目	条例第4条第1号
土谷 清	奈良市平松四丁目	条例第4条第1号
梅尾 峻弘	奈良市紀寺町	条例第4条第3号
中谷 峻和	奈良市高畑町	条例第4条第3号
辻 勝之	奈良市井上町	条例第4条第3号
佃井 芳夫	奈良市北京終町	条例第4条第3号
松並 孝至	奈良市柳町	条例第4条第3号
和田 晋一	奈良市南肘塚町	条例第4条第3号
勝矢 陽子	奈良市川上町	条例第4条第3号
木林 正勝	奈良市川上町	条例第4条第3号
岸 博一	奈良市半田横町	条例第4条第3号
中島 佳茂	奈良市芝辻町	条例第4条第3号
阪口 敏夫	奈良市若葉台一丁目	条例第4条第3号
谷川 佳宏	奈良市鶴舞東町	条例第4条第3号
高橋 千代江	奈良市百葉園一丁目	条例第4条第3号
鮎川 良	奈良市南登美ヶ丘	条例第4条第3号
足立 澄子	奈良市西木辻町	条例第4条第3号

氏 名	住 所	事 績
小林 桂子	奈良市西紀寺町	条例第4条第3号
松岡 光子	奈良市あやみ池南七丁目	条例第4条第4号
井守 徳弘	奈良市北登美ヶ丘三丁目	条例第4条第4号
末廣 元孝	奈良市下三条町	条例第4条第4号
富田 登子	奈良市三条町	条例第4条第4号
森 克容	奈良市東城戸町	条例第4条第4号
小川 純市	奈良市高畑町	条例第4条第4号
久岡 元子	奈良市東紀寺町一丁目	条例第4条第4号
田村 匡利	奈良市雑司町	条例第4条第4号
片岡 祥晃	奈良市西木辻町	条例第4条第4号
藤原 正義	奈良市中新屋町	条例第4条第4号
小橋 維久子	奈良市南京終町	条例第4条第4号
植久保 晃	奈良市西包永町	条例第4条第4号
大西 伊公子	奈良市東向北町	条例第4条第4号
関 有恆	奈良市法蓮町	条例第4条第4号
西田 佳子	奈良市芝辻町	条例第4条第4号
谷口 早百合	奈良市大宮町四丁目	条例第4条第4号
松田 由貴子	奈良市大宮町二丁目	条例第4条第4号
内田 華代	奈良市芝辻町三丁目	条例第4条第4号
小野 眞智子	奈良市佐紀町	条例第4条第4号
榮村 ひとみ	奈良市六条西三丁目	条例第4条第4号
大西 順子	奈良市大安寺四丁目	条例第4条第4号
榎本 光	奈良市大安寺七丁目	条例第4条第4号
大西 光子	奈良市三条松町	条例第4条第4号
芹野 恒代	奈良市恋の窪三丁目	条例第4条第4号
中田 義富	奈良市四条大路一丁目	条例第4条第4号

氏名	住所	事項
吉川 好胤	奈良市あやめ池南一丁目	条例第4条第4号
塩見 みどり	奈良市学園朝日町	条例第4条第4号
和田 めぐみ	奈良市学園朝日元町一丁目	条例第4条第4号
朝見 和美	奈良市西登美ヶ丘四丁目	条例第4条第4号
徳家 眞	奈良市月ヶ瀬桃香野	条例第4条第4号
杉政 千佳子	奈良市あやめ池南六丁目	条例第4条第4号
内藤 恒史	奈良市三松一丁目	条例第4条第4号
瀬川 雅数	奈良県大和郡山市	条例第4条第4号
巽 源之	奈良市大安寺七丁目	条例第4条第4号
粕井 みづほ	奈良市登美ヶ丘一丁目	条例第4条第4号
北村 敬也	奈良市南肘塚町	条例第4条第4号
西村 美紀	京都市	条例第4条第4号
前田 伸之	奈良市下狹川町	条例第4条第5号
浦 忠良	奈良市邑地町	条例第4条第5号
中尾 彰	奈良市都祁南之庄町	条例第4条第5号
福井 幸雄	奈良市池田町	条例第4条第5号
上田 栄一	奈良市中畑町	条例第4条第5号
今仲 政治	奈良市大和田町	条例第4条第5号
猪岡 信和	奈良市菅原町	条例第4条第5号
中川 久司	奈良市あやめ池南二丁目	条例第4条第5号
塚本 勝	奈良市佐紀町	条例第4条第5号
中村 幸弘	奈良市芝辻町二丁目	条例第4条第5号
阪田 文彦	奈良市法蓮町	条例第4条第5号
今西 則仁	奈良市大安寺四丁目	条例第4条第5号
佐野 公彦	奈良市小西町	条例第4条第6号
橋爪 伊勢夫	奈良市角振町	条例第4条第6号

氏名	住所	事項
山本 勝行	奈良市四条大路南町	条例第4条第4号
梶村 美枝子	奈良市神殿町	条例第4条第4号
藤本 光子	奈良市南永井町	条例第4条第4号
大西 義孝	奈良市東九条町	条例第4条第4号
土井 実	奈良市東九条町	条例第4条第4号
守西 一明	奈良市東九条町	条例第4条第4号
吉田 清兵衛	奈良市西九条町二丁目	条例第4条第4号
井村 光代	奈良市秋篠町	条例第4条第4号
森本 たか子	奈良市秋篠新町	条例第4条第4号
木本 美智子	奈良市若葉台四丁目	条例第4条第4号
坂口 正彦	奈良市平松五丁目	条例第4条第4号
藤川 弘子	奈良市あやめ池南六丁目	条例第4条第4号
森 巖	奈良市あやめ池南四丁目	条例第4条第4号
三村 京美	奈良市学園朝日町	条例第4条第4号
大西 義信	奈良市三磯六丁目	条例第4条第4号
南 栄子	奈良市西登美ヶ丘二丁目	条例第4条第4号
東 正良	奈良市雷雄元町三丁目	条例第4条第4号
岡本 悠紀彦	奈良市鳥見町二丁目	条例第4条第4号
西谷 明	奈良市学園緑ヶ丘二丁目	条例第4条第4号
谷本 芳子	奈良市右京二丁目	条例第4条第4号
時田 よし子	奈良市右京五丁目	条例第4条第4号
大城戸 建雄	奈良市朱雀六丁目	条例第4条第4号
荒木 由紀	奈良市左京二丁目	条例第4条第4号
上田 和男	奈良市西新屋町	条例第4条第4号
辻本 節子	奈良市大宮町四丁目	条例第4条第4号
金子 恵子	奈良市あやめ池北三丁目	条例第4条第4号

氏名	住所	事項
千木良 清子	奈良市法蓮町	条例第4条第6号
服部 雅俊	奈良市三条大路一丁目	条例第4条第6号
吉川 隆洋	奈良市柴屋町	条例第4条第6号
岡田 節子	奈良市西大寺本町	条例第4条第6号
藤村 陽子	奈良市西大寺新田町	条例第4条第6号
鹿川 みち代	奈良市東木辻町	条例第4条第6号

普行表彰の部 (3名2団体)

氏名	住所	事項
篤地 隆継	東京都世田谷区	条例第5条第1号
サハンド ヘサミヤン	テヘラン (イラン)	条例第5条第1号
岩本 潤三	奈良市右京四丁目	条例第5条第1号
富士運輸株式会社	奈良市北之庄町	条例第5条第6号
一般社団法人 奈良青年会議所	奈良市登大路町	条例第5条第6号

(平成29年11月13日掲示済)

**奈良市告示第747号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成29年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 処分の根拠  
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成29年11月14日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成29年4月4日、同月7日、同月9日、同月11日、同月13日、同月18日、同月21日、同月25日及び同月27日

(平成29年11月14日掲示済)

**奈良市告示第748号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成29年11月14日
  - 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺、近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成29年11月14日掲示済)

**奈良市告示第749号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
まんてん薬局	奈良県奈良市神殿町162-18 印南マンション1F	平成29年9月30日

(平成29年11月14日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年11月14日

**奈良市告示第750号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
三条通り整形外科	奈良県奈良市下三条町25-1 寅松ビル2階	平成29年11月1日
まんてん薬局	奈良県奈良市神殿町171-5	平成29年10月1日

(平成29年11月14日揭示済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年11月14日

**奈良市告示第751号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	奈良市三笠地域包括支援センター	奈良県奈良市二条大路南一丁目3-1 イトーヨーカドー5階	医療法人社団 谷掛整形外科診療所	平成29年9月10日
新	奈良市三笠地域包括支援センター	奈良県奈良市三条大路一丁目10-8 第2タカハシビル101	医療法人社団 谷掛整形外科診療所	

(平成29年11月14日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年11月14日

**奈良市告示第752号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護	平成29年11月1日
名称	主たる事務所の所在地		
しあわせの郷	奈良県奈良市あやめ池南二丁目6-32 る・いりーで11	居宅 訪問介護	平成29年11月1日
株式会社あす香	京都府木津川市州見台一丁目21番地11 アンジュコリーヌ201		
かなで	奈良県奈良市杉ヶ町35-2 中田ビル101号	居宅 訪問介護	平成29年11月1日
合同会社しあわせ工房	奈良県奈良市杉ヶ町35-2 中田ビル101号		

(平成29年11月14日揭示済)

より公告します。

平成29年11月15日

**奈良市告示第753号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定に

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 嘱託登記業務委託（月ヶ瀬長引地内・尾山ロマンとピア線）

- (2) 業務場所 奈良市月ヶ瀬長引地内  
(3) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日まで  
(4) 業務概要 嘱託登記業務一式  
(5) 予定価格 9,289円  
(消費税及び地方消費税を除く。)  
(6) 最低制限価格 5,573円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年11月15日揭示済)

#### 奈良市告示第754号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月15日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 橋梁<sup>りょう</sup>定期点検業務委託(佐保台一丁目地内他・奈良阪南田原線(平城大橋))  
(2) 業務場所 奈良市佐保台一丁目地内他  
(3) 業務期間 契約の日から平成30年2月16日まで  
(4) 業務概要 橋梁定期点検業務一式  
・平城大橋(L=144.5m、W=16.0m)  
(鉄道事業者点検分除く)

以下省略

(平成29年11月15日揭示済)

#### 奈良市告示第755号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月15日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

道路修繕工事(右京一丁目地内・中部第1056号線)ほか6件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型価格は別表のとおり)

以下省略

(平成29年11月15日揭示済)

#### 奈良市告示第756号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年11月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年10月4日 奈良市指令整開 第17A-29号  
2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年11月15日 第1598号  
3 開発区域に含まれる地域  
奈良市南京終町七丁目493番1及び499番  
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市南京終町七丁目576番地  
株式会社呉竹 代表取締役 綿谷 昌訓  
(平成29年11月15日揭示済)

#### 奈良市告示第757号

奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年11月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市学校給食費の管理に関する要綱(平成26年奈良市告示第200号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

「なお、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年利5%の遅延損害金を別途徴収する場合があります。」

「なお、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年利5%の遅延損害金を別途徴収する場合があります。」

に  
指定期限までに納付、連絡等がない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置の手續に着手することになりますので、あらかじめご了承ください。」  
改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第8条関係)

様

奈良市長



### 奈良市学校給食費催告書

学校給食費の未納について、督促後、相当期間が経過いたしましたがお支払いが確認できておりません。  
つきましては、までに未納金額を必ず支払ってください。

1 未納となっている学校給食費  
円

内訳

氏名	請求年月	請求金額	未納金額

2 指定期限

3 納付方法

今回送付した納付書のみを使用し、指定の金融機関で納付してください。

※以前に送付した納付書等は必ず、破棄していただき、二重払いにならないように注意してください。

4 すでにお支払済みの場合につきましては、行き違いとなりますので、ご了承ください。

5 当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年利5%の遅延損害金を別途徴収する場合があります。

6 指定期限までに納付、連絡等がない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置の手續に着手することになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、指定期限までに一括納付が困難な場合は、必ず下記連絡先の担当課まで連絡いただき、納付相談を行ってください。

7 連絡先

連絡先:

担当課:

附則

この告示は、平成29年11月15日から施行する。  
(平成29年11月15日揭示済)

奈良市告示第758号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年11月16日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年11月16日揭示済)

奈良市告示第759号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成29年11月16日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成29年 11月15日	増田 研一	奈良リハビリテーション病院	奈良市石木町800番地	整形外科 (肢体不自由)

(平成29年11月16日揭示済)

奈良市告示第760号

平成27年度市・県民税（普通徴収）第4期分、平成28年度市・県民税（特別徴収）2・3・4月分、平成28年度軽自動車税全期分、平成29年度市・県民税（普通徴収）第1・2期分、平成29年度市・県民税（特別徴収）5・8月分、平成29年法人市民税及び平成29年度固定資産税第1・2期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の

1. この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成27年度市・県民税（普徴）	第4期分	平成28年2月19日	平成28年2月1日
平成28年度市・県民税（特徴）	2月分	平成29年3月31日	平成28年3月10日
平成28年度市・県民税（特徴）	3月分	平成29年4月28日	平成29年4月10日
平成28年度市・県民税（特徴）	4月分	平成29年5月31日	平成29年5月10日
平成28年度軽自動車税	全期分	平成28年6月20日	平成28年5月31日
平成28年度軽自動車税	全期分	平成28年8月19日	平成28年8月1日
平成28年度軽自動車税	全期分	平成29年2月20日	平成29年1月31日
平成28年度軽自動車税	全期分	平成29年3月17日	平成29年2月28日
平成29年度市・県民税（普徴）	第1期分	平成29年7月20日	平成29年6月30日
平成29年度市・県民税（普徴）	第2期分	平成29年9月20日	平成29年8月31日
平成29年度市・県民税（特徴）	5月分	平成29年6月30日	平成29年6月12日
平成29年度市・県民税（特徴）	8月分	平成29年9月29日	平成29年9月11日
平成29年度法人市民税		平成29年9月28日	平成29年8月31日
平成29年度固定資産税	第1期分	平成29年5月19日	平成29年5月1日
平成29年度固定資産税	第2期分	平成29年8月18日	平成29年7月31日

2. この公示送達により変更した後の納期限

平成29年12月4日

3. 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成29年11月16日揭示済)

住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成29年11月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年11月17日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第407号線	奈良市七条西町二丁目1014番3 奈良市七条西町二丁目928番	前	0.90~1.00	198.0	
		後	1.60~21.5	220.5	

(平成29年11月17日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

**奈良市告示第762号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

平成29年11月17日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	延 長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第407号線	奈良市七条西町二丁目1014番3から 奈良市七条西町二丁目928番まで	L = 220.5 W = 1.60~21.5	

(平成29年11月17日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

**奈良市告示第763号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

平成29年11月17日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第406号線	奈良市六条西四丁目1206番1 奈良市六条西四丁目881番1	前	4.16~13.95	312.0	
		後	9.18~15.32	312.0	

(平成29年11月17日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

**奈良市告示第764号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

平成29年11月17日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	延 長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第406号線	奈良市六条西四丁目1206番1地先 から 奈良市六条西四丁目881番1地先 まで	L = 312.0 W = 9.18~15.32	

(平成29年11月17日揭示済)

以下省略

(平成29年11月20日揭示済)

**奈良市告示第765号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年11月19日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

**奈良市告示第766号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成29年11月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年8月9日 奈良市指令整開 第17A-19号  
平成29年11月7日 奈良市指令整開 第17A-19-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

- 開発行為 平成29年11月20日 第1599号  
公共施設 平成29年11月20日 第770号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市南紀寺町三丁目818番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市平松五丁目30番3-1号  
リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路  
奈良市南紀寺町三丁目818番の一部
- (2) 下水道  
奈良市南紀寺町三丁目818番の一部
- (3) 管路敷  
奈良市南紀寺町三丁目818番の一部  
(平成29年11月20日揭示済)

**奈良市告示第767号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年11月21日

奈良市長 仲川 元庸

平成30年3月度端末機器等の賃貸借にかかる一般競争入札については、奈良市契約規則及び関係法令に定めるものの他、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、熟読のうえ入札すること。

- 1 事業概要  
本業務は、本市で使用する業務用パソコン、プリンタ（以下端末機器）等の長期安定稼働及び大量一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達を行うものである。
- 2 事業範囲  
別紙1「端末機器等仕様書」に記載のとおり
- 3 契約に関する事項
- (1) 契約形態  
賃貸借契約
- (2) 賃貸借契約期間  
平成30年3月1日から平成35年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）  
※詳細は別紙3「契約先一覧」を参照のこと。
- (3) 契約条項  
別添「平成30年3月度端末機器等の賃貸借契約書（案）」のとおり
- (4) 本稼働日  
平成30年3月1日
- (5) 設置場所  
別紙4「設置場所一覧」のとおり
- (6) 付帯事項

- (ア) 機器賃貸借期間中に必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。
- (イ) この契約が解除された場合には、本市と協議のうえ、落札者の負担により速やかに物品を撤去すること。なお、撤去の際には物品内の記憶装置等の内容を復元不可能な方法で消去すること。
- (ウ) 平成30年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。
- (エ) 本契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて賃貸借期間の延長が可能であること。

以下省略

(平成29年11月21日揭示済)

**奈良市告示第768号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年11月21日
- 3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年11月21日揭示済)

**奈良市告示第769号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第78条第3号及び第115条の10第3号の規定により公示します。

平成29年11月21日

奈良市長 仲川 元庸

指定取消の内容

- (1) 事業所の名称 ケアサービス寿寿奈良
- (2) 事業所の所在地 奈良市神殿町164番地の1  
神殿マンション3号棟102号室
- (3) 取消年月日 平成29年12月31日
- (4) サービス種類 訪問介護、介護予防訪問介護

(平成29年11月21日揭示済)

**奈良市告示第770号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年11月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年9月28日 奈良市指令整開 第17A-22号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年11月21日 第1600号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市此瀬町357番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市都祁白石町1099番地  
株式会社あっとほうむ 代表取締役 吉谷 淳至  
(平成29年11月21日揭示済)

**奈良市告示第771号**

平成29年11月29日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成29年11月22日

奈良市長 仲川元庸

(平成29年11月22日揭示済)

**奈良市告示第772号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年11月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成28年10月26日 奈良市指令整開 第16A-32号  
平成29年10月25日 奈良市指令整開  
第16A-32-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年11月22日 第1601号  
公共施設 平成29年11月22日 第771号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市押熊町2110番1、2110番4、2112番1、2123番1、2126番1、2130番1、2130番4、2137番1、2138番1、2139番4、2145番4の一部、2204番1、2205番1、2333番2、2351番1、2351番4、2352番1、2352番2、2352番4、2353番1、2353番2、2354番9、2354番10、2354番12、2354番13、2354番14、2354番15、2354番16、2354番26、2576番1及び2577番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町2110番1の一部、2126番1の一部、2130番1の一部、2138番1の一部、2139番4、2205番1の一部、2351番1の一部、2352番1の一部、2352番4、2353番1の一部、2353番2の一部、2354番9の一部、2354番10の一部、2354番12の一部、2354番13の一部、2354番14の一部、2354番16及び2354番26

(2) 歩道

奈良市押熊町2130番1の一部

(3) 下水道

奈良市押熊町2110番1の一部、2126番1の一部、2130番1の一部及び2354番10の一部

(4) 公園

奈良市押熊町2130番1の一部及び2354番10の一部

(5) 防火水槽

奈良市押熊町2130番1の一部及び2354番10の一部

(平成29年11月22日揭示済)

**奈良市告示第773号**

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

奈良市長 仲川元庸

1 業務の名称

会計事務に係る人材派遣業務

2 労働者派遣期間

平成30年1月15日から平成30年9月30日まで

以下省略

(平成29年11月24日揭示済)

**奈良市告示第774号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年11月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年9月12日 奈良市指令整開 第16A-11号

平成29年4月18日 奈良市指令整開

第16A-11-1号

平成29年11月1日 奈良市指令整開

第16A-11-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年11月27日 第1602号

公共施設 平成29年11月27日 第772号

- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市中町4961番4の一部、4965番3の一部及び4966番2の一部(1工区)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号  
大和ハウス工業株式会社  
奈良支店 支店長 井上 富重
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市中町4961番4の一部及び4965番3の一部
  - (2) 下水道  
奈良市中町4961番4の一部及び4965番3の一部
  - (3) 公園  
奈良市中町4961番4の一部
  - (4) 調整池  
奈良市中町4961番4の一部

(平成29年11月27日揭示済)

**奈良市告示第775号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月28日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年11月28日
- 3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成29年11月28日揭示済)

**奈良市告示第776号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年11月29日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年10月4日 奈良市指令整開 第17A-31号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年11月29日 第1603号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市大安寺三丁目96番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市大安寺四丁目4番30号  
武野 義男

(平成29年11月29日揭示済)

**奈良市告示第777号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年11月30日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションこもれび	奈良県奈良市押熊町1110-1	平成29年8月1日

(平成29年11月30日揭示済)

**奈良市告示第778号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術者の名称	施術者の所在地		
奥端 英章		はり・きゅう	平成29年9月13日
和ごころ鍼灸治療院	奈良県奈良市今市町267番地 グランプロスペール川嶋106号		
阪井 静香		はり・きゅう	平成29年9月13日
和ごころ鍼灸治療院	奈良県奈良市今市町267番地 グランプロスペール川嶋106号		
西口 由加里		はり・きゅう	平成29年9月13日
和ごころ鍼灸治療院	奈良県奈良市今市町267番地 グランプロスペール川嶋106号		

(平成29年11月30日揭示済)

**奈良市告示第779号**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成29年11月30日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年11月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 八 尾 俊 宏  
同 松 石 聖 一

給排水課（旧給水課）

監査結果公表日 平成28年3月28日

(奈良市監査委員告示第5号)

措置結果通知日 平成29年10月31日

【監査の結果】	【措置の内容】
指定給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料及び工事検査手数料並びに水道施設分担金及び水道施設加算分担金並びに証明手数料については、原則として申込みの際に徴収しなければならぬが、これら手数料及び分担金について、申込み後に徴収していた事例が見受けられた。奈良市水道事業給水条例第31条第1項、第31条の3第1項及び第32条第2項並びに奈良市手数料条例第3条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。	指定給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料及び工事検査手数料並びに水道施設分担金及び水道施設加算分担金並びに証明手数料の納入の時期については、平成29年3月議会において、奈良市水道事業給水条例第31条第1項、第31条の3第1項及び第32条第2項に規定されている「申込みの際」とあるものを「管理者が定める期限まで」に条例を改正しましたので、今後は適正な事務処理を行います。

保健予防課

監査結果公表日 平成28年6月29日

(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成29年11月29日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 予防費の切手類受払簿において、受入高及び払出高が同一欄に記載されていた上、残枚数及び残高の記載欄がなかったため、都度の残高確認ができない状態であった。切手類は、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年3月4日付け奈総文第23号）で定められた統一様式を用い、適宜、切手類受払簿の記載内容と現物の確認を行われたい。	(2) 予防費の切手類受払簿においては、定期監査の指摘を受けてこれを是正し、再発防止のために「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年3月4日付け奈総文第23号）で定められた統一様式を用い、適宜、切手類受払簿の記載内容と現物を確認するよう改めました。今後は、チェック体制を強化し、適正な管理を行います。

(平成29年11月30日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第80号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成29年11月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年11月1日

奈良市公営企業管理者  
池田修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成29年11月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市三松四丁目、鶴舞西町及び宝来二丁目の各一部

2-2 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
押熊第1幹線-89	奈良市三松四丁目910番1	奈良市三松四丁目914番1	①
西大寺南幹線-273	奈良市鶴舞西町708番8	奈良市鶴舞西町708番7	②
大安寺幹線-3	奈良市宝来二丁目828の一部	奈良市宝来二丁目828の一部	③

3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所  
奈良市五条西一丁目1202番413 (④)、二条大路南二丁目164番2の一部 (⑤)、二名五丁目1316番23 (⑥)、山陵町1026番2 他3筆の各一部 (⑦) 及び西九条町二丁目4番8 (⑧)

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成29年11月1日揭示済)

奈良市企業局告示第81号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月1日

奈良市公営企業管理者  
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 10号調整池活性炭注入設備改修工事
- 2 工事場所 奈良市芝辻町地内
- 3 工事期間 契約日から平成30年2月28日まで
- 4 工事概要 ロードセル設備 一式  
伝送通信設備 一式  
監視設備 一式
- 5 予定価格 8,310千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 6,734千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年11月1日揭示済)

奈良市企業局告示第82号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月1日

奈良市公営企業管理者  
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 水質機器(油分計等)更新工事
- 2 工事場所 奈良市阪原町地内
- 3 工事期間 契約日から平成30年3月23日まで
- 4 工事概要 水質測定機器の撤去及び据付  
油分計・pH計・導電率計・濁度計  
・水温計 各1台
- 5 予定価格 24,710千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 20,428千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年11月1日揭示済)

奈良市企業局告示第83号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月1日

奈良市公営企業管理者  
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 東部地域濁度・色度計更新工事
- 2 工事場所 奈良市長谷町地内 他3箇所
- 3 工事期間 契約日から平成30年2月28日まで
- 4 工事概要 濁度・色度計の撤去及び据付 4箇所
- 5 予定価格 16,480千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 13,564千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年11月1日揭示済)

奈良市企業局告示第84号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成29年11月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 口径200～50耗配水支管改良工事
- 2 工事場所 奈良市二名三丁目～二名四丁目地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年3月15日まで
- 4 工事概要
  - 管布設延長 (GX管) φ200耗 30m
  - 管布設延長 (GX管) φ150耗 334m
  - 管布設延長 (GX管) φ100耗 120m
  - 管布設延長 (HPPE) φ50耗 44m
  - 不断水仕切弁 φ200耗 1基
  - 不断水切替弁 φ150耗 1基
  - 鋤取復旧工 t = 5cm 1,874㎡
  - 鋤取復旧工 t = 10cm 12㎡
- 5 予定価格 52,790千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限モデル型算出価格 42,507千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年11月1日揭示済)

奈良市企業局告示第85号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

名称	代表者氏名	所在地	休止日
株式会社奈良ツルカメ	代表取締役 米田久男	奈良市西九条町二丁目12番1	平成29年11月7日

(平成29年11月14日揭示済)

奈良市企業局告示第87号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

名称	代表者氏名	所在地	指定日
ナカオ株式会社	代表取締役 中尾 國男	奈良市三条大路一丁目9番13号	平成29年11月7日

(平成29年11月14日揭示済)

奈良市企業局告示第88号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月15日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 緑ヶ丘浄水場における最適な浄水処理方法の検討業務委託
- 2 業務場所 奈良市奈良阪町地内

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年11月1日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

第1 入札に付する事項

管渠改良工事 奈良市中町地内ほか1件(発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり)

以下省略

(平成29年11月1日揭示済)

奈良市企業局告示第86号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月14日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月14日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

3 業務期間 契約日から平成31年1月31日まで

4 業務概要 処理方法検討業務 一式  
緑ヶ丘浄水場処理能力 150,000㎡/日

以下省略

(平成29年11月15日揭示済)

奈良市企業局管理規程第32号

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月16日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程  
奈良市下水道条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項中「管理者」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 削除

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年11月16日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第33号**

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月16日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(下水道条例第36条第1項の規定により本市に水洗便所の新設等の工事を委託する場合にあっては、当該工事の委託申込みと同時)」を削る。

第3条中「(下水道条例第36条第1項の規定により本市に水洗便所の新設等の工事を委託した場合にあっては、当該水洗便所の引渡しに係る受領書の提出があった後)」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年11月16日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第34号**

奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月16日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程

奈良市企業局文書取扱規程（平成2年奈良市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「前条第2号及び第3号」を「第7条第2号及び第3号」に改める。

第9条を次のように改める。

(課等が直接に受けた文書の取扱い)

第9条 企業総務課以外の課等が直接受けた文書は、主管課に配布された文書とみなし、前条第2項の規定の例により処理するものとする。また、電話又は口頭によって受けた事項は、成文化の必要の認められるものについては文書を作成さなければならない。ただし、上下水道料金収納事務等窓口で直接処理する事項その他軽易な事項については、この限りでない。

第10条第1項中「企業総務課」を「主管課」に改め、同条第2項中「局の」を削り、「その旨」を「主管課名」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 用紙に出力された総合行政ネットワーク文書は、主管課に配布された文書とみなし、第8条第2項の規定の例により処理するものとする。この場合において、文書整理簿の件名欄に、「LGWAN文書」と付記するものとする。

第10条第4項を削る。

第27条第5項中「は、企業総務課の総合行政ネットワーク（LGWAN）の電子文書交換システムによって主管課が発信するものとし、電子メール文書」を「及び電子メール文書」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年11月16日揭示済)

**奈良市企業局告示第89号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月27日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
中西建設株式会社	代表取締役 中西 琢也	奈良市古市町大塚1328番地	平成29年11月20日

(平成29年11月27日揭示済)

**教育委員会**

**奈良市教育委員会告示第20号**

平成29年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成29年11月7日

奈良市教育委員会  
教育長 中室 雄俊

- 1 日時  
平成29年11月14日（火）  
午前10時から
- 2 場所  
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 平成29年度12月補正予算要求について
  - (2) 平成29年度「なら教育の日」記念集会について
  - (3) 平成30年(平成29年度)奈良市成人式について
- 議事

- 議案第28号 教職員の人事について
- 議案第29号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市黒髪山キャンプフィールド)
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市公民館24施設)
- 議案第31号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(西部公民館学園大和分館)
- 議案第32号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(南部公民館精華分館)
- 議案第33号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(南部公民館東九条分館)
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(南部公民館明治分館)
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(三笠公民館大安寺西分館)
- 議案第36号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(田原公民館横田分館)
- 議案第37号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(田原公民館水間分館)
- 議案第38号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(田原公民館柚ノ川分館)
- 議案第39号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(富雄公民館元町分館)
- 議案第40号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(柳生公民館興ヶ原元分館)
- 議案第41号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(柳生公民館邑地分館)
- 議案第42号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(柳生公民館丹生分館)
- 議案第43号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(柳生公民館北野山分館)
- 議案第44号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(若草公民館佐保分館)
- 議案第45号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(興東公民館東里分館)
- 議案第46号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(興東公民館狭川分館)
- 議案第47号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(興東公民館大平尾分館)
- 議案第48号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(春日公民館西木辻分館)
- 議案第49号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(春日公民館大安寺分館)
- 議案第50号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(春日公民館済美南分館)

- 議案第51号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(二名公民館二名分館)
- 議案第52号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(二名公民館西登美ヶ丘分館)
- 議案第53号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(京西公民館平松分館)
- 議案第54号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(伏見公民館あやめ池分館)
- 議案第55号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(平松公民館歌姫分館)
- 議案第56号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(飛鳥公民館白毫寺分館)
- 議案第57号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(都跡公民館佐紀分館)
- 議案第58号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(上深川歴史民俗資料館)
- 議案第59号 奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

協議事項

「これからの教育を担う教員について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年11月7日揭示済)

奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月9日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会規則第8号

奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則  
奈良市学校運営協議会規則(平成22年奈良市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

第2条中「協議会は」の次に「、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として」を加え、「に開かれた信頼される」を「とともにある」に改める。

第3条を次のように改める。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨を達成するため、原則としてその所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育等を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 校長は、前項の設置を受けようとする場合には、その

旨を教育委員会に申請するものとする。

第4条第1項中「設置校」を「対象学校」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同条第2項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第5条第1項中「設置校」を「対象学校」に改め、「事項」の次に「(次項に規定する事項を除く。)」を、「又は」の次に「対象学校の」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 協議会は、第2条に規定する趣旨を踏まえ、対象学校の職員の任用に関する事項について、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取のうえ、対象学校の校長及び教育委員会を順次経由し、奈良県教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限るものとし、対象となる職員個人を特定した意見を述べることはできない。

第5条の次に次の1条を加える。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第5条の2 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

第6条第1項中「の各号」を削り、同項第6号を第7号とし、同項第5号中「設置校」を「対象学校」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「設置校」を「対象学校」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

第6条第2項及び第3項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第8条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(報酬)

別記

第1号様式(第2条関係)

第8条の2 委員の報酬は、別に定めるところによる。

第9条第1項並びに第10条第1項、第4項及び第5項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条の見出しを「(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握をし、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じるものとする。

第12条第2項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第13条中「協議会」を「当該年度における協議会」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この規則は、平成29年11月9日から施行する。

(平成29年11月9日揭示済)

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月28日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第9号

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則(平成25年奈良市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

<p>年度 一条高等学校入学科納入通知書・領収書</p> <p>学 校 名 奈良市立一条高等学校</p> <p>通 知 書 番 号 No. _____</p> <p>保 護 者 名 _____</p> <p>生 徒 名 _____</p> <table border="1"> <tr><td>入 学 料</td><td>金 額</td><td>円</td></tr> <tr><td>延 滞 金</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td>円</td></tr> </table> <p>上記のとおり 年 月 日までに納めてください。</p> <p>奈良市長 <input type="checkbox"/> 印</p> <p>上記のとおり領収いたしました。</p> <p>奈良市会計管理者 <input type="checkbox"/> 領収日付印</p> <p>(納入者用)</p>		入 学 料	金 額	円	延 滞 金		円	合 計		円	<p>年度 一条高等学校入学科納入書</p> <p>通 知 書 番 号 No. _____</p> <table border="1"> <tr><td>入 学 料</td><td>金 額</td><td>円</td></tr> <tr><td>延 滞 金</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td>円</td></tr> </table> <p>納 期 限 _____ 年 月 日</p> <p>保護者名 _____ 様</p> <p>生徒名 _____ 様</p> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>奈良市会計管理者 <input type="checkbox"/> 領収日付印</p> <p>(金融機関用)</p>	入 学 料	金 額	円	延 滞 金		円	合 計		円	<p>年度 一条高等学校入学科領収済通知書</p> <p>通 知 書 番 号 No. _____</p> <table border="1"> <tr><td>款 使用料及び手数料</td><td>項 使用料</td></tr> <tr><td>目 教育使用料</td><td>節 学費</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> </table> <p>納 期 限 _____ 年 月 日</p> <p>保護者名 _____ 様</p> <p>生徒名 _____ 様</p> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>奈良市会計管理者 <input type="checkbox"/> 領収日付印</p> <p>(奈良市保管)</p>	款 使用料及び手数料	項 使用料	目 教育使用料	節 学費	延滞金		合 計	円
入 学 料	金 額	円																											
延 滞 金		円																											
合 計		円																											
入 学 料	金 額	円																											
延 滞 金		円																											
合 計		円																											
款 使用料及び手数料	項 使用料																												
目 教育使用料	節 学費																												
延滞金																													
合 計	円																												

第2号様式 (第2条関係)

<p>年度 一条高等学校授業料納入通知書・領収書</p> <p>学 校 名 奈良市立一条高等学校</p> <p>通 知 書 番 号 No. _____</p> <p>保 護 者 名 _____</p> <p>生 徒 名 _____</p> <p>年 月 日 _____</p> <p>下記の場所にてお支払いください。</p>		<p>奈良市</p> <p>納 入 期 限 _____ 年 月 日</p> <p>保 護 者 名 _____ 様</p> <p>生 徒 名 _____ 様</p> <p>上記のとおり収めました。</p> <p>奈良市会計管理者 (納入者用)</p>
<p>授業料 延滞金 _____ 円</p> <p>合 計 _____ 円</p> <p>上記のとおり _____ 年 月 日までに納めてください。</p>	<p>奈良市長 印</p> <p>上記のとおり願収いたしました。</p> <p>奈良市会計管理者</p>	<p>年度 一条高等学校授業料納入書</p> <p>通 知 書 番 号 No. _____</p> <p>期 分 _____ 円</p> <p>授 業 料 延 滞 金 _____ 円</p> <p>合 計 _____ 円</p> <p>納 入 期 限 _____ 年 月 日</p> <p>保 護 者 名 _____ 様</p> <p>生 徒 名 _____ 様</p> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>奈良市会計管理者 (金融機関用)</p>
<p>年度 一条高等学校授業料領収通知書</p> <p>通 知 書 番 号 No. _____</p> <p>款 使用料及び手数料 項 使用料 _____ 円</p> <p>目 教 育 使 用 料 節 _____ 円</p> <p>細 部 授 業 料 延 滞 金 _____ 円</p> <p>合 計 _____ 円</p> <p>納 入 期 限 _____ 年 月 日</p> <p>保 護 者 名 _____ 様</p> <p>生 徒 名 _____ 様</p> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>奈良市会計管理者 (奈良市役所)</p>	<p>奈良市長 印</p> <p>上記のとおり願収いたしました。</p> <p>奈良市会計管理者</p>	<p>奈良市</p> <p>納 入 期 限 _____ 年 月 日</p> <p>保 護 者 名 _____ 様</p> <p>生 徒 名 _____ 様</p> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>奈良市会計管理者</p>

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。  
(平成29年11月28日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第24号

奈良市農業委員会平成29年11月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成29年11月6日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

平成29年11月13日（月） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 水田・畑地造成形質変更届出について（10月専決処理分）
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (7) 知事許可について（10月許可分）

・農政関係

議案第1号 平成29年農業に関するアンケート調査の実施について  
(平成29年11月6日揭示済)

奈良市農業委員会告示第25号

奈良市農業委員会平成29年12月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成29年11月30日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

平成29年12月7日（木） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (6) 知事許可について（11月許可分）

(平成29年11月30日揭示済)

正 誤

平成29年9月12日付け奈良市公報第339号

ページ	段	行	誤	正
118	右	上から14	第7条第1項	第7条第1項中

平成29年10月24日付け奈良市公報第344号

ページ	誤	正
20	様式第4号	第4号様式